



見野駐在所だより 9月号

鹿沼警察署
0289-62-0110
見野駐在所
0289-65-0403

秋の交通安全県民総ぐるみ運動

期 間 令和7年9月21日(日)から9月30日(火)までの10日間
運動の重点 ～ マナーアップ! あなたが主役です ～

(1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と

反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用推進

- 歩行者も、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことなどの交通ルールを守りましょう。
また、運転者に対して手を挙げて横断する意思を明確に伝えるなど、自らの安全を守るための交通行動を実践しましょう。
- 斜め横断や走行する自動車の直前直後横断は違反です。
危険ですのでやめましょう。
- 夕暮れ時や夜間に交通事故に遭わない様にするために、反射材用品やLEDライト等を活用しましょう。
- 夜間は必ず反射材用品等を身に付け、自動車の運転者等に早めに自分の存在を知らせましょう。



(2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と

夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用推進

- 運転中のスマートフォン等の通話や画面を見ることは交通事故に直結する大変危険な行為です。
運転中は、運転に集中しましょう。
- 「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」をつくりましょう。
- 二日酔い等による飲酒運転も犯罪です。
前日のアルコールが翌日も残っている可能性がありますので、アルコール検知器で確認しましょう。
- 夕暮れ時は前照灯を早めに点灯し、自分の車の存在を周囲に知らせましょう。
- 夜間、対向車や先行車がない場合は原則ハイビームで走行し、歩行者等の早期発見に努めましょう。



(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の

交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- 令和8年4月1日から、自転車の違反に交通反則通告制度(一定の交通違反に交通反則切符(青切符)を交付し、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰を科されない制度)が導入されます。「自転車安全利用五則」等の基本的なルールを遵守し、安全な利用をしましょう。

- 自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の約5割が、頭部に致命傷を負っています。

自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、必ず頭部保護に効果のあるヘルメットを着用しましょう。

(努力義務)

～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って
安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

